### 労働者のみなさまへ

# 確認しよう!あなたの賃金

#### 厚木市公契約条例とは

厚木市の経済が発展するように、市が結ぶ工事や委託の契約等(公契約)についての約束事を決めた条例です。厚木市に勤める労働者のみなさんの労働環境の整備や労働意欲の向上を目的に制定されました。条例の対象となる業務に従事する方は、市が定めた「県最低賃金よりも高い額(労働報酬下限額)」以上の賃金が支払われることになっています。

## 令和7年度の労働報酬下限額

## 業務委託・指定管理

時給 1,224 円

## <u>工事請負契約</u> 訟計学務単価のQの

公共工事設計労務単価の90% ※裏面-覧表のとおり

※労働報酬下限額は、契約又は基本協定の履行開始日が属する年度の金額が適用されます。

## 対象となる契約

- (1) 予定価格1億円以上の工事請負
- (2)予定価格1,000万円以上の業務委託等(対象業種:庁舎等の清掃業務、警備業務、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換、給食調理に関する契約)
- (3) 市と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定(指定管理協定)

#### 対象となる労働者

- (1) 工事請負: 裏面の職種で当該契約に係る作業に従事する者 ※一人親方も含む。
- (2)業務委託等:当該契約に係る作業に従事する者
- (3) 指定管理: 当該施設の管理に係る作業に従事する者
- ※正社員、パート、アルバイト、派遣、日雇い労働者等の労働形態や雇用主が誰(元請または下請)かに関わらず、原則、対象となります。

#### 【工事請負契約の労働報酬下限額】

No.	職種	労働報酬 下限額(円)	No.	職種	労働報酬 下限額(円)	No	職種	労働報酬 下限額(円)
1	特殊作業員	3, 365	18	さく岩工	4, 410	35	左官	3, 578
2	普通作業員	2, 982	19	トンネル特殊工	4, 433	36	配管工	3, 027
3	軽作業員	2, 025	20	トンネル作業員	3, 455	37	はつり工	3, 353
4	造園工	2, 948	21	トンネル世話役	4, 523	38	防水工	3, 690
5	法面工	3, 522	22	橋りょう特殊工	3, 848	39	板金工	3, 725
6	とびエ	3,680	23	橋りょう塗装工	3, 950	40	タイル工	3, 027
7	石工	3, 645	24	橋りょう世話役	4, 433	41	サッシエ	3, 522
8	ブロックエ	3, 375	25	土木一般世話役	3, 668	42	屋根ふき工	3, 780
9	電工	3, 353	26	高級船員	4, 265	43	内装工	3, 735
10	鉄筋工	3, 410	27	普通船員	3, 432	44	ガラスエ	3, 522
11	鉄骨工	3, 297	28	潜水士	5, 457	45	建具工	_
12	塗装工	3, 848	29	潜水連絡員	3, 938	46	ダクトエ	3, 185
13	溶接工	4, 220	30	潜水送気員	3, 792	47	保温工	3, 083
14	運転手 (特殊)	3, 533	31	山林砂防工	3, 578	48	建築ブロックエ	_
15	運転手 (一般)	3, 027	32	軌道工	6, 222	49	設備機械工	3, 128
16	潜かん工	4, 130	33	型わく工	3, 522	50	交通誘導 警備員 A	2, 240
17	潜かん世話役	4, 928	34	大工	3, 387	51	交通誘導 警備員 B	1, 970

※公共工事設計労務単価が設定されなかった「建具工」、「建築ブロック工」については、労働報酬下限額の設定対象外とする。

※見習い労働者等の労働報酬下限額は1,224円とします。

#### **賃金が労働報酬下限額より低い場合、次のいずれかに申出ができます。** 【申出先】

(1) 厚木市 契約検査課

住 所: 〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号(市役所本庁舎3階)

≪委託・指定管理担当≫ 物品契約係 電話:046-225-2171≪工事担当≫ 工事契約係 電話:046-225-2080

FAX: 046-223-4058

(2) 受注者である元請業者

※申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除等の不利益な取扱いを 受けることはありません。